

一般財団法人 千葉県剣道連盟倫理委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人千葉県剣道連盟(以下「千剣連」という。)が、千葉県における剣道、居合道、杖道の統一組織として、その自覚と責任を持ち、常に健全かつ公正な運営と発展に努めるとともに、剣道、居合道、杖道の振興を通じて、その社会的使命を果たしていくために、千剣連倫理規程第5条に基づいて設置する倫理委員会について、必要な事項を定めることを目的とする。

(所 掌)

第2条 委員会は、千剣連倫理規程第6条又は第7条の求めがあった場合に事実確認等を行い、その結果を会長に具申する。

(委 員)

第3条 委員会に、次の委員を置く。

- ① 委員長 1名
- ② 委員 若干名

(委員の委嘱)

第4条 委員長は、理事又は学識経験者の中から会長が委嘱する。

2 委員長は、会長が委任した事項における業務を執行する。

3 委員は、委員長が理事及び学識経験者の中から推挙し、会長が委嘱する。

(任 期)

第5条 委員の任期は、委嘱日より開始し、会長に具申することをもって終了する。

(委員会)

第6条 委員会は、検討すべき事案が生じた場合に委員長が招集して、その議長となる。

2 委員会の議事は、委員の合意により決定する。

3 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。

4 この規程に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、委員会において定める。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。